

第42回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成27年9月30日 開会

伊方町議会

第42回伊方町議会定例会会議録（第1号）

○招集年月日 平成27年9月30日（水）

○招集の場所 伊方庁舎4階議場

○開会（開議） 9月30日（水） 10時00分宣告

○出席議員（16名）

1番	竹内 一則	2番	廣瀬 秀晴
3番	清家慎太郎	4番	福島 大朝
5番	菊池 隼人	6番	山本 吉昭
7番	小泉 和也	8番	中村 敏彦
9番	吉川 保吉	10番	阿部 吉馬
11番	小林 絹久	12番	菊池 孝平
13番	中村 明和	14番	高岸 助利
15番	篠川 長治	16番	吉谷 友一

○欠席議員（0名） なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求める者の職氏名

町 長	山下 和彦	副 町 長	森口又兵衛
教 育 長	河野 達司	監 査 委 員	阿部 一寿
総 務 課 長	門田 光和	財 政 課 長	中田 克也
政 策 推 進 課 長	坂本 明仁	町 民 課 長	菊池 嘉起
福 祉 課 長	橋本 泰彦	保 健 介 護 課 長	小野瀬博幸
産 業 振 興 課 長	大野 金能	産 業 振 興 課 付 課 長	兵頭 達也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	三好 正弘	建 設 課 長	黒田徳太加
瀬 戸 総 合 支 所 長	井上 利彦	三 崎 総 合 支 所 長	大田 甚好
上 下 水 道 課 長	寺谷 哲也	会 計 管 理 者	山本 桂二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	大森 貴浩	中 央 公 民 館 館 長	中田 信幸

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	細川 幸登茂	書 記	岩村 寿彦
書 記	矢野 善久	書 記	高月 基喜

伊方町議会第42回定例会議事日程（第1号）

平成27年9月30日(水)
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

- | | | | |
|-----|-----|------------|---|
| 日 程 | 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| | 〃 | 第 2 | 会期の決定 |
| | 〃 | 第 3 | 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」 |
| | 〃 | 第 4 | 一般質問 |
| | 〃 | 第 5 | 平成26年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について
(報告第12号) |
| | 〃 | 第 6 | 平成26年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出につ
いて
(報告第13号) |
| | 〃 | 第 7 | 伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について
(議案第85号) |
| | 〃 | 第 8 | 平成26年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について
(議案第86号) |
| | 〃 | 第 9 | 平成26年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第87号) |
| | 〃 | 第10 | 平成26年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第88号) |
| | 〃 | 第11 | 平成26年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第89号) |
| | 〃 | 第12 | 平成26年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
(議案第90号) |
| | 〃 | 第13 | 平成26年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第91号) |
| | 〃 | 第14 | 平成26年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第92号) |
| | 〃 | 第15 | 平成26年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第93号) |
| | 〃 | 第16 | 平成26年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
(議案第94号) |
| | 〃 | 第17 | 平成26年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認
定について
(議案第95号) |
| | 〃 | 第18 | 平成26年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第96号) |

- 日 程 第 1 9 平成 2 6 年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第 97 号)
- 〃 第 2 0 平成 2 7 年度伊方町一般会計補正予算 (第 2 号) (議案第 98 号)
- 〃 第 2 1 平成 2 7 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(議案第 99 号)
- 〃 第 2 2 平成 2 7 年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(議案第 100 号)
- 〃 第 2 3 平成 2 7 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(議案第 101 号)
- 〃 第 2 4 平成 2 7 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(議案第 102 号)
- 〃 第 2 5 平成 2 7 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(議案第 103 号)
- 〃 第 2 6 平成 2 7 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(議案第 104 号)
- 〃 第 2 7 伊方町観光物産センター改修工事請負契約の締結について (議案第 105 号)
- 〃 第 2 8 町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について (議案第 106 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（吉谷友一） 皆さん、おはようございます。これより、伊方町議会第42回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

招集挨拶

○議長（吉谷友一） 町長招集挨拶

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 皆さん、おはようございます。本日ここに、伊方町議会第42回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、全員のご出席をいただきまして、提案申し上げます案件につき、ご審議いただきますことに対し、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また、各位には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、季節は秋を迎え、朝夕・随分過ごしやすい季節となりました。一方、町内では収穫の秋ということで、今後は柑橘の収穫作業等、大変忙しい時期を控えておりますが、台風シーズンもございます。近年、地球温暖化による影響からか、台風だけでなく、ゲリラ豪雨や竜巻などが突然発生したり、豪雨が一か所に集中して降り続いたりするなど、これまでの常識を超えた自然の猛威によって、全国各地で甚大な被害が生じております。特に、先月発生した関東集中豪雨では、鬼怒川の決壊により、広範囲に亘る甚大な被害が生じたことから、被災地域においては一日も早い復旧作業が望まれるところでありますが、被災された地域の方々に対し、心からお見舞いを申し上げますと共に、一日も早く平穏な暮らしが戻るよう願うばかりでございます。次に、伊方発電所3号機の再稼働問題についてでございますが、議員各位もご承知のとおり、伊方3号機の安全審査については、原子力規制委員会が平成25年7月8日に新規制

基準を施行し、同日、四国電力株式会社は、原子力規制委員会へ原子炉設置変更許可申請を行うと共に、伊方町に対して、安全協定に基づく新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議を申し出てございます。このことを受けまして、町では伊方町環境監視委員会において、原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査の進捗状況をみながら、伊方3号機の安全性確保対策等について継続して調査を進めて参りました。その後、原子力規制委員会は、申請から2年を経た今年7月15日に、75回に亘る審査会合を開催し、伊方3号機が新規制基準に適合することを認め、原子炉設置変更許可を行いました。また、2日後の7月17日には、経済産業省資源エネルギー庁の上田長官が伊方町を訪れ面会し、『立地自治体の理解と協力を得て、伊方3号機の再稼働を進めたい』との、政府の方針を記した文書を持参されたほか、宮沢大臣からも直接電話をいただきまして、大臣のお考えをお聞きしたところであります。そのようなことから、伊方3号機の再稼働の是非について、地元立地自治体の長として、非常に重い判断を求められているところであります。町議会におかれましては、原子力発電対策特別委員会において精力的なご審議をいただいているところであり、今定例会の会期中には、議会としての判断が示されるようでございます。議会がどのように判断をされるのか、その結果につきましては、私の大きな判断材料として、今後の議会の審議状況を注視させていただきたいこのように思っているところでございます。ちなみに、伊方町環境監視委員会の開催状況でございますが、福島事故以降、10回の会議と2回の現地調査を行い、先週25日の会議において、現時点における環境監視委員会としての審議結果をとりまとめ、私のもう一つの判断材料が示されたところでありますので、今後の町議会の判断結果もふまえて、総合的に判断をさせて頂きたい

このように思っている所でございます。なお、環境監視委員会においてとりまとめられた審議結果の内容についてご紹介いたしますと、まず 1 点目として、これまで環境監視委員会で調査し、確認作業を行ってきた伊方 3 号機の安全性確保対策については、原子力規制委員会からの審査結果の説明、また、四国電力株式会社からは、独自の安全対策及び更なる揺れ対策について説明を受けたほか、発電所での現地調査を行った結果、現時点で求められている安全対策等が講じられていることを確認したこと。2 点目は、伊方 3 号機の再稼働に向けた政府の方針について、経済産業省・資源エネルギー庁から説明を受け、エネルギー基本計画において「原発依存度は、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより可能な限り低減させる」との方針のもと、原子力発電をベースロード電源として位置づけ、原子力規制委員会において、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合は、原子力発電所の再稼働を進め、もしも万が一事故が起きた場合には、政府が責任をもって対処する。という文書に記載された内容が国としての揺るぎない姿勢であることを確認したことで、環境監視委員会としては、伊方 3 号機の再稼働に向けた政府の方針について、一定の理解を示すこととするということ。最後の 3 点目は、国及び四国電力株式会社の説明において示された、伊方 3 号機における世界最高水準の安全性の確保及び地域との信頼向上の取り組みについて、今後も不断に追及していくことの確約を、改めて国及び四国電力株式会社に求めると共に、環境監視委員会としては、今後も伊方 3 号機の安全確保対策が適切に行われていることについて継続して調査を行っていく。という 3 点につきまして、全会一致で異議なく承認されたものであります。しかしながら、審議の過程においては、万が一の事故を想定した非常に厳しいご意見もございま

た。その背景には、先の福島事故に伴い、被災地では今もなお、ふるさとを離れて避難生活を余儀なくされている現状を目の当たりにし、原子力規制委員会が世界一厳しい規制基準による審査によって、その安全性を確認したといっても、一方では、想定外の事象が発生する可能性がゼロではないこと。また、「リスクがゼロであるとか絶対安全だとは言わない」との、原子力規制委員会、田中委員長の発言からも、万が一の事故に対する不安を払しょくすることが困難なことから、厳しい意見が生じたものと受け止めております。いずれにいたしましても、行政といたしましては、町民の皆さんが、安全な生活環境の中で、安心して暮らせるように努めることが責務であります。伊方 3 号機の再稼働の有無にかかわらず、平時から備えとして、福島事故を教訓に、発電所の運転状況の的確な把握と、住民の生命財産にかかわる事象や情報については、正確で分かりやすい広報で、迅速に周知すると共に、町が策定する住民の避難行動計画については、訓練を重ねて検証と見直しを行いながら、その実効性を高めることによって、万が一の事故に備え、不安解消に努めていくことが重要となって参ります。まさに、原発の安全性確保対策や、地域防災計画・避難計画の整備につきましては「完璧」や「終わり」はなく、今後も継続的にして内容の充実・強化に努めていく取り組みが必要であり、このことに尽きるとしております。一方で、伊方町はこれまで、原子力発電所との共存によって、過疎と高齢化が進み地理的条件が非常に厳しい状況下であっても、原発の立地町として持続的な発展を遂げて、町民の豊かな暮らしを実現して参りました。そのようなことから、町内からは再稼働を求める多数のご意見が届いておりますし、先ほど紹介したような、不安に対する非常に厳しいご意見もございます。私といたしましては、町内の意見を集約して、伊方 3 号機の再稼働の是非についての重い判断を下さ

なければならぬ、非常に大きな重圧の中にあり、また、その判断の時期も迫っていると感じております。つきましては、町政において車の両輪として例えられる町議会の皆様でございます。会期中、様々な角度からこの再稼働問題についてのご審議を賜りまして、適切なるご判断・ご決定をいただき、今後、伊方町が目指すべき方向性について、ご指導やご助言をいただければ大変有難い。このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、報告事項2件、条例改正に関する議案1件、平成26年度一般会計及び特別会計の決算の認定12件、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算7件、工事請負契約等の締結に関する議案2件でございます。いずれも、町政を進める上で、非常に重要な案件であります。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議事日程

○議長（吉谷友一） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。これに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員

○議長（吉谷友一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 小林絹久議員、12番 菊池孝平議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉谷友一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会

の会期は、本日から10月6日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、7日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（吉谷友一） 日程第3 諸般の報告を行います。お手許に配布してあるとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通し下さい。以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（吉谷友一） 日程第4 一般質問。お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。篠川議員

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 私は、伊方町の集会所条例関係等について質問いたします。2003年、平成15年に、地方自治法第244条の2が改正されました。この改正は住民の利用に供する公の施設の管理運営を民間事業者にも委任できるようにする仕組みで、従来の管理委託制度は、この改正法の立証3年以内、2006年9月1日までに廃止し、自治体はそれまでに、公の施設の廃止か、直営化か、指定管理者制度への移行かの選択が必要となった。そこで、町は、伊方町集会所条例全部の改正を平成22年12月15日議会に提出、23年4月1日施行。同時に集会所条例施行規則も施行いたしました。伊方町集会所条例は第1条で町民の生活文化の振興と社会福祉の増進を図り、もって町民に健全で明るい生活を営ませることを目的としております。第2条集会所の名所及び位置は別

表第1のとおりとする。別表第1の詳細は省略いたします。なお、伊方町集会所条例施行規則第5集会所の修繕に要する費用、1件5万円未満のもの除くは町の実施とする。憲法は第94条で地方公共団体は、その財産を管理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。法第14条普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて法第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。このように、条例は法律の範囲内において制定することが憲法に定められており、これに加え法第14条第1項により、条例は法令に違反してはならない。法第2条16項地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならないこととなっております。我が国の法体系は、憲法を頂点として段階的構造をもって組み立てられており、それぞれの法形式の間には優劣の原則が定まっております。法形式が異なる2つ以上の法の間で、内容の矛盾・衝突する規定が設けられた場合には、この原則に従って、いずれかの一方が優先して適用され、他方の矛盾・衝突する部分は、適用されないこととなっております。この適用効力の優劣関係を表すのが、法の形式的効力であります。この言葉で憲法の効力を言い表せば、憲法は、すべての種類の法の中で、最も強い形式的効力を持つということになり、法律と政令の関係を言い表せば、「法律は、政令よりも強い形式的効力を有する」ということとなります。町条例の形式的効力は、国の法令よりも劣ります。そこで、次についてお伺いいたします。(1)として、2003年、平成15年に地方自治法第244条の2の改正に伴い、伊方町集会所条例の全部を改正した。この改正により、地方自治法に則って、町長の許可を受けて、「地縁による団体」として地区自治活動を円滑に行っている、湊浦地区には町条例の適用が

制限されることとなった。この条例は地方自治法に抵触するのではないかと思います。(2)として、法第10条第1項市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。住民の意義は、先ず地方公共団体の構成員として、その支配に服するとともに、その団体の運営に参加し、そのサービスを受ける権利を有するという点などであり、第2条住民の権利義務とは、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務をとというもので、イとして、役務の提供を受ける権利、役務の提供というのは、各種の公の施設を設けて利用に供するほか、住民に対して諸々のサービスを提供することであり、住民はそれらのサービスを等しく享受する権利を有するものであります。ロとして、住民の義務、住民は地方公共団体の負担を分任する義務を負う、これは地方自治の原則に従い、地方公共団体の運営に必要な経費は町民が負担すべき原則は定めたものであります。町条例はこの法第10条にも抵触する。のではないかと思います。(3)として、町は集会所条例に定めた集会所は町の公の施設であり、町が所有する行政財産であると言っておられます。そこで、各地区集会所の寄附に際して、一定の条件を付帯していると聞いておりますが、この採納に関する条例の内容をたずねたところ、山下町長は次のように答弁しておられます。寄附採納に関する条件の内容は、一般的な条件としては、寄附採納を受けた財産の処分、若しくは権利、設定等を行う場合は、地区総会の決定又は同意を得なければならない。また、当該財産を処分したときの対価及びその財産から生じる天然果実もしくは法定果実は、地区に帰属するといった内容が、過去の寄附採納の条件である。と、答弁しておられます。この答弁から「当該集会所は実質地区所有の財産」だと私は思います。この条例とこ

の集会所と湊浦ふれあいセンターを有する地区の住民サービスを条例で差別することは如何なものかと思います。(4)として、町条例は、憲法はもとより法律やそれに基づく政令あるいは、都道府県の条例に違反してはならないこととなっております。前述のように伊方町集会所条例の形式的効力は湊浦地区が遵守している地方自治法第260条の2より劣ると思います。このことから伊方町集会所条例の法に抵触する部分の改正等を要するのではないかと思います。以上について、山下町長の明解な答弁を求めて、私の一般質問とさせていただきます。

○議長(吉谷友一) 只今の篠川議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長 議長

○議長(吉谷友一) 町長

○町長 篠川議員のご質問にお答えをいたします。議員は、これまでも「湊浦ふれあいセンター」を町内の集会所と同様の取り扱いにすべきとの趣旨の質問を、繰り返しされております。今回も、同様に「湊浦ふれあいセンター」が町条例において、差別的な取り扱いを受けており、町の条例が関係法令に抵触している、との持論を展開されているわけですが、私は、これまでも「湊浦ふれあいセンター」が、町内の他の集会所とは違って地区が所有する財産であるので、現在の状況下においては篠川議員の要望にお応えすることはできないとその理由について詳しく説明申し上げて参りました。しかしながら、議員には未だにご理解を頂けていないようですので、改めて根本的な事項について説明をさせていただきます。まず、1点目は、議員は「公の施設」の運営等について、指定管理者制度の導入の経緯をふまえ申されております。ここで、先ずご理解を頂きたいのは、町内各地区の集会所は、議員が言われたとおり「公の施設」ではありますが「湊浦ふれあいセンター」につきましては「公の施設」

ではございません。このことが最も重要なポイントであることを議員ご自身がきちんとご理解をいただかなければ、いつまでたっても議論はかみあいません。再度申し上げますが「湊浦ふれあいセンター」は「公の施設」ではございません。その理由につきましては、町が住民の利用に供するために整備した公共施設が「公の施設」であって、それ以外は「公の施設」ではないからであります。それでは「湊浦ふれあいセンター」は、誰が設置した施設であるのか。ということから説明をいたしますが、議員もご承知の通り「湊浦ふれあいセンター」は、湊浦地区という民間の団体いわゆる地縁の団体がその団体の構成員である地区住民の福利厚生等のために利用することを目的として、団体の意思で建築した建物であります。従いまして、町が所有する建物でもありませんし、町が住民に対して利用させる、と言った権限もございません。つまり、町には施設の所有権はもちろん維持管理の義務は無く建物の所有者である湊浦地区が全ての権利と義務を担っているわけです。しかしながら、以前も申し上げましたが「湊浦ふれあいセンター」は、湊浦地区住民の福利厚生のための施設として利用されており、公共性が高いという理由から町といたしましては、建物の所有者が納付すべき固定資産税について、地区からの申請に基づきその全額を免除しており、町といたしましても町条例の規程が許す範囲で地区負担の軽減等について配慮をしているところであります。次に、地縁団体について申されましたが、地縁団体とは地方自治法260条の2の規定により町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のことをいい、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会所施設の維持管理良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、現にその活動を行っていることを認められることを理由に町長が

認可する任意の団体であります。しかしながら、一方でその認可を受けた地縁による団体を公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。との規定がございます。従って、町の行政組織とは関係の無い団体として取り扱われることになっておりますので、町といたしましても法律に照らし一線を画して関わっているところでございます。以上、法律の根幹に関わる部分であり、これまでの篠川議員との議論がかみ合っていない核心の部分であると思っておりますので、十分にご理解を頂きますようお願いを申し上げます。今回、議員のご質問にお答えをいたします。まず、最初に湊浦地区は町長の許可を受けて「地縁による団体」として地区自治活動を円滑に行っているが、湊浦地区には町条例の適用が制限されることになった。この「町条例は湊浦が遵守している法に抵触する」と思う。とのことでございますが、「町条例の適用が制限されることとなった」とは「湊浦ふれあいセンター」が、伊方町集会所条例に定める町内の集会所と同様に取り扱われていない。との内容と推測するわけですが、その理由につきましては、最初に申し上げたとおり「湊浦ふれあいセンター」が「公の施設」ではないからであります。次に、行政は住民に対して諸々のサービスを提供し、住民はそれらのサービスを等しく享受する権利を有し、住民は、地方自治体の負担を分任する義務を負うという地方自治の原則に照らし「町条例は法第10条にも抵触する」と思う。とのことでございますが、私は「湊浦ふれあいセンター」の取り扱いに関し、議員が言われた、地方自治法第10条の規定と伊方町集会所条例のどの部分が法に抵触するのか、どの部分に違法性があるのか、その根拠を理解することは困難でありますし、私自身といたしましては、違法性はないと思っております。次に「寄附採納を受けて整備した集会所は実質地区所有の財産」であると議員は考えておら

れるようで、そのような集会所と「湊浦ふれあいセンター」を町条例で差別することは如何か。との内容の発言でございました。議員が言われたような寄附採納につきましては、町内に3か所の集会所において、土地を地元から条件付きで寄付を頂いておりますが、いずれも集会所を整備するための用地としての寄付であります。また、当該寄付行為により、土地の所有権を町の名義とした後、町が集会所を整備したうえで、土地及び建物を町が所有する財産としておりますので、地区の意思で取得をし、地区の財産としております「湊浦ふれあいセンター」とは全く条件が違うわけでございます。従って、議員が言われるように「湊浦ふれあいセンター」を現状のまま、町の財産である集会所と同様に取り扱うことにつきましては、それこそ法に抵触することになり、問題が生じて参ります。最後に、伊方町集会所条例の法に抵触する部分の改正を要する。とのご発言であります。仮に「湊浦ふれあいセンター」を集会所条例に加え、町内の他の集会所と同様の取り扱いにすべきである。との趣旨からの発言であるなら、これまでも申し上げておりますように「湊浦ふれあいセンター」を湊浦地区が町に寄付をするという方法によって解決する方法がございしますが、湊浦地区からの意思表示は現在ございません。従いまして、篠川議員におかれましては、私の考えや、町の方針等について熱心にご質問をいただくことにつきましては、非常にありがたい。このように受け止め丁寧にお答えをさせて頂いているところでございます。この「湊浦ふれあいセンター」の関係につきましては、最も大きな判断をされる立場の湊浦区長さんをはじめ、地区住民の皆さん方のご意見を、しっかりとお聞きになって頂き、地区の意向に沿ったご発言をいただければさらに有難いとこのように思っております。このことを申し添えまして、篠川議員のご質問に対します私の答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。篠川議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 集会所条例につきましては、いわゆる町の財産ということが前提で、集会所条例は組み立てておられますので、町長の言われることは全て間違いとは思いません。私が申しますのは、法第10条で地域に住所を有する全てが伊方町の住民ですから、結局町が、地縁団体以外の集会所は町が建設したもので、町の財産で、公の施設であるから町が5万円以上は修繕しますよということについても私は、異議を申しておるではありません。そのように伊方町の住民、結局あの集会所の修繕するのは、結局地縁団体や地縁団体においては、自分たちでやらないかん、そうでない者は、住民はなにもやらなくていい。いわゆる住民サービスその辺では、公と現実との間に矛盾があるんじゃないかと私は思っております。それと、例えば寄附採納に関しましては、旧瀬戸、三崎は以前から町の財産になっていたようではありますが、旧伊方町では、伊方地域ではあの憲法の改正前から町や住民に不利な扱いをすることはないというような信頼関係にたって、集会所を定期的に町へ譲与することが慣例やったように聞いた記憶があります。といいますのは、どこの集会所行きましても、各地区の例えば建設委員のみたいな人等とか、建設委員長誰それとか、委員誰それとか、寄附者の名前、寄附の金額とか書いてあります。本来は各地区の財産であろうと思うんですけど、法改正以前は、各地区で財産を取得することが出来なかったから、今、先に申しましたように事務的にやったことが、今度の22年度の法改正によってから、これは町の財産とい

うようなことになったんじゃないかと私はそのように思っておるんですけども、いわゆる集会所は、寄附採納した地区が建設した地区及び寄附採納していない地区いずれになってもそういう観点から寄附採納した地区であろうが、町が建設した地区であろうが、寄附採納した地区であろうが住民サービスの観点から私は平等でなかったらいかんと思っております。それから、伊方町に住所を有する者は全て伊方の住民であり、住民はその属する地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有します。役務の提供とは、先も申しましたように、公の施設を設ける利用に供する他、住民に対して諸々のサービスを提供することが大事ということであり、住民がそのサービスを等しく共有する権利があります。自助努力で頑張ってる地区に対して、そのサービスを条例で制限するとは、私はあってはならないと思っております。それと先ほど、町長が言われました、私は湊浦の代表ではないので、これは区長さんが代表ですから、区長さんを通して、いずれはあるかと思えますけど、今町長が言われたことはやっぱり条例だけを全てに対して条例が優勢するように私には聞こえるんですけども、それで条例というのは、住民福祉の向上を指向して全てにおいて、やっぱり住民サービスは平等でなければならないと思っておりますので、重ねてこのことについて、答弁お願いしても同じことだと思いますけど、取りあえず答弁お願いします。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 先ず、最初質問されておられます、公の施設のご理解、町なのかあるいは地縁団体なのか、というのはご理解頂いているように判断をいたしました。それと住民サービスの関係につきましては、それぞれ施設の修繕あるいは、振興の方策

に伴う利用等については、住民サービスの平等は同じでございます。ただ、申し上げましたように集会所と所有権の関係で修繕料の関係については、条例で定めているというふうなことでございますので、そこら辺はご理解頂いたらと思います。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する、再々質問を許します。篠川議員ありませんか。篠川議員。

○議員（篠川長治） もう私もこれで、この件について、何かこの前、町長が5回答弁を受けたというので、今度で6回になりますので、もう言っても同じですから、再々質問はいたしません。

○議長（吉谷友一） 以上で篠川議員の一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。再開は、10時55分からといたします。

（休憩 10時45分～10時55分）

報告第12号

○議長（吉谷友一） 再開いたします。日程第5「平成26年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第12号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 報告第12号 平成26年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の健全化判断比率であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付し、それぞれ同条同項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、先の議員全員協議会にて説明させていただいたとおりでありますので、簡単にご説明させていただきます。1頁をお願いいたします。健全化判断比率の状況です

が、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため数字に表れません。実質公債費比率は、8.5%、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため数字に表れません。いずれも早期健全化基準を下回っています。2頁をお願いいたします。次に、資金不足比率についてでございますが、資金不足がありませんので数字に表れません。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが質疑があれば受けたまわります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第12号「平成26年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を閉じます。

報告第13号

○議長（吉谷友一） 日程第6「平成26年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第13号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○教育長 議長

○議長（吉谷友一） 教育長

○教育長 報告第13号 平成26年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についてご説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年度から教育委員会は事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い公表することとされました。本報告書は、平成26年度の実施事業についての点検・評価を致しました。教育行政の推進につきましては、伊方町の目指す将来像「よろこびの風薫るまち伊方」やまちづくりの基本目標、教育・文化面を確認いたしました。それらを受けて、教育行政の目標を「ふるさとを愛し、豊かな心を育てるまちづくりをめざして」と決めました。そして、人づくりがまちづくりの基本という認識のもと、人づくりの精神と伝統文化の継

承・発展を図りながら、学校教育・社会教育・文化活動等、生涯学習活動の各分野にわたり教育行政を総合的に推進して参りました。個々の事業につきましても、11頁から16頁にかけて、4段階に分けて評価いたしておりますので、お目通し頂きたいと思っております。この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んで参りたいと考えております。以上で、平成26年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があれば受けたまわります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第13号「平成26年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」を閉じます。

議案第85号

○議長（吉谷友一） 日程第7「伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について」議案第85号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長 議案第85号伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。それでは、改正の内容につきましてご説明させていただきますので参考資料をお開き願ひます。まず、上段の第1条の改正につきましては、第2条第1項に新たに第42号として、個人番号通知カードの再交付手数料を、1件につき500円とする規定を設けるものでございます。なお、この規定につ

きましても、附則におきまして、平成27年10月5日から施行するものでございます。次に、下段の第2条による改正につきましては、先ほどの第1条による改正後の一部改正で、第2条第1項につきましても、第40号の住民基本台帳カード及び第41号の公的個人認証サービスに係る電子証明書については、個人番号カードに機能が集約され交付されないこととなるため、それぞれの手数料の規定を削り、新たに第41号といたしまして、個人番号カードの再交付手数料を1件につき800円とする規定を設けるものでございます。なお、この規定につきましては、附則におきまして、平成28年1月1日から施行するものでございます。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 説明は以前お受けさせて頂いておるんですが、再度。これを条例化しまして、交付するとなりますと住民からの問い合わせ等々あるかと思ひます。その際にこの300円の差額、500円から800円、800円というこの差これに対しての住民説明どのような説明をなされるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思ひます。

○町民課長 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長 先ず通知カードにつきましては、いわゆる紙ベースでのカードになっております。それと番号カードにつきましては、プラスチック製でICチップが入って、いろいろな情報が集約されるということになっておまして、カード自体の性質が異なっております。先ず通知カードにつきましては、紙ベースで皆様方にご示しをするカードでございまして、その通知カードをお持ちの

方につきましては、いわゆる番号カードに申請をして頂くということをお知らせをさせて頂くようになる訳でございます。そういったことで、カード自体も性質が違うということで、ご理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 多分、そこら辺で住民の方から来た時に、是非ですね、横文字、カード自体は分かるでしょうし、十分把握出来るような説明をですね、納得して頂いたうえで、実行することになるかと思えますので、是非そこら辺をお願いして終わります。

○議長（吉谷友一） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第85号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第85号「伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第86号から議案第97号

○議長（吉谷友一） 日程第8「平成26年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第86号から、日程第19「平成26年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第97号までの12件は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 議案第86号 平成26年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第97号 平成26年度伊方町水道事業会計決算認定につい

てまでの12議案につきましては、平成26年度の一般会計、特別会計、企業会計あわせて12会計の決算認定をお願いするものでございます。平成26年度の一般会計の決算状況は、歳入総額110億5,786万2,595円に対しまして、歳出総額107億9,900万4,801円で、差し引き2億5,885万7,794円であり、翌年度へ繰越財源1億3,728万5,600円を差し引きしますと、実質収支は1億2,157万2,194円となっております。特別会計の決算状況は、10会計あわせて、歳入総額44億6,601万1,764円に対しまして、歳出総額43億6,864万8,166円で、差し引き9,736万3,598円であり、翌年度への繰越財源が630万8千円を差し引きしますと実質収支は9,105万5,598円となっております。また、企業会計の決算状況は、収益的収支におきましては、収入3億4,574万6,207円に対しまして、支出3億2,934万8,954円で、差し引き1,639万7,253円となっております。次に、資本的収支におきましては、収入1,220万7千円に対しまして、支出6,859万4,405円で、5,638万7,405円不足しております。不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15万9,932円、過年度分損益勘定留保資金3,593万9,773円、当年度分損益勘定留保資金807万8,700円及び減債積立金取崩額1,220万9千円で補填いたしております。以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明させていただきますので、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく、お願いいたします。

○議長（吉谷友一） 監査委員より、地方自治法第233条第3項の規定に基づく決算審査意見書、及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査意見書、並びに地方公営企業法第30条第6項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思います

が、これに関して補足説明がございましたら、この際、監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（阿部一寿） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部代表監査委員

○代表監査委員（阿部一寿） それでは、平成26年度の決算審査意見書につきましては、お手許に配布のとおりでございますが、その概要につきまして補足説明を申し上げます。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、町長から審査に付された平成26年度伊方町一般会計及び特別会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに、基金運用状況等に関し、関係諸帳簿・証拠書類等につきまして、平成27年7月28日から8月10日にかけて、実質7日間にわたり、菊池監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもとで審査を実施いたしました。以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に替えさせていただきます。まず、各会計の決算については、証拠書類を照合して内容を慎重に審査いたしました結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。一般会計の決算状況では、歳入総額110億5,786万2,595円、歳出総額は107億9,900万4,801円となっており、差し引き2億5,885万7,794円の剰余金が生じておりますが、この中には翌年度への繰越明許財源が含まれており、これを差し引いた実質収支は、1億2,157万2,194円でありました。歳入につきましては、町の主要な財源である税収について、税率が96.46%と前年度に比べ0.39%増加をいたしております。引き続き滞納額の整理に努められ、税収の確保について一層の努力をお願いするものでございます。歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが、町内の指定管理施設等については、町からの委託料に頼る施設が数多く見受けられるた

め、指定管理業者への適正な指導と集客体制の改善等を行い、より一層の経営努力を望むものであります。また、実質不用額については、2億2,657万2,599円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることの無いよう、引き続き適切な補正措置をお願いいたします。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計以下、10の会計がありますが、いずれも黒字または収支同額の決算で推移しております。しかしながら、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定につきましては、一般会計からの繰入により、収支同額の決算となっている状況でございます。人口の減少に伴う患者数の減少等、厳しい経営環境ではあります。適切な経営改善計画のもと、早急なる経営の健全化を願うものであります。最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。構造的な経済不況と基幹産業の低迷により、町税収入は不安定な状況が続いております。一方、地方交付税についても近い将来、段階的に減額が見込まれるため、財政運営は一段と厳しくなるものと思われまます。つきましては、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待を申し上げます。審査意見の補足とさせていただきます。続きまして、平成26年度伊方町水道事業会計決算審査意見書について補足説明を申し上げます。地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、6月9日、監査委員室におきまして、菊池監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもと、上下水道課長及び担当者の出席を求め、平成26年度伊方町水道事業会計決算につきまして、決算書及び関係諸帳簿並びに証拠書

類等の審査を実施いたしました。平成 26 年度における伊方町の水道事業は、水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町給水条例並びに事業計画に基づいて適切な管理運営がなされていると共に、企業会計決算については、その事業実施に誤りはなく、諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。水道事業会計につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた 1,584 万 1,017 円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金 4,805 万 3 千円を含んでの利益であり、事業収益の 14.5%を補助金が占めております。企業会計があくまでも独立採算性を原則としながら、実態として一般会計からの大幅な補助に頼らざるを得ないのが現状であり、今後ますます一般会計に依存していくと予想されます。次に、有収水量は対前年比 98.49%で、水道料金では、810 万 6,043 円の減収となっております。有収率は 91.20%で前年度より 1.12%上がっており、類似団体の前年度と比較いたしましても 5.45%上回っておりますが、老朽化した配管の布設替え等を積極的に進め、更なる向上を図る必要であると考えます。これらの課題に対処するためにも、料金改定による財政構造の改善、経営基盤の強化を視野に入れ、水道事業の長期的な展望に立った効率的な運営を目指し、より安定した給水サービスの維持管理に努められますよう、関係各位の更なる努力に期待を申し上げまして、審査意見の補足とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） お諮りいたします。この決算認定につきましては、慣例により議員全員協議会において審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、議員全員協議会で審議いたします。なお、議員全員協議会は、10 月 2 日金曜日、午前 10 時から全員協議会室において開催いたします。

議案第 98 号

○議長（吉谷友一） 日程第 20「平成 27 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）」議案第 98 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 議案第 98 号 平成 27 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を申し上げます。歳入歳出それぞれ 3 億 2,504 万 5 千円を追加し、100 億 262 万 8 千円とするものであります。歳出の主なものといたしましては、2 款総務費について、固定資産台帳整備業務委託 571 万 5 千円、オフサイトセンター跡地備品等整備 1,340 万円、ネットワーク改修業務委託 4,082 万 4 千円、ふるさと応援寄附謝礼 415 万 4 千円計上いたしております。6 款農林水産業費については、中山間直接支払交付金 9,193 万円、漁港建設事業 5,224 万 9 千円を計上いたしております。8 款土木費については、道路維持事業 659 万 1 千円、道路新設改良事業 1,473 万 8 千円を計上いたしております。9 款消防費については、防災対策備蓄品 1,556 万 8 千円を計上いたしております。11 款災害復旧費については、現年発生補助災害復旧事業 419 万 6 千円を計上いたしております。以上、支出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、9 款地方交付税は、普通地方交付税 2 億 186 万 3 千円を計上いたしております。14 款県支出金 2 項県補助金については、中山間直接支払交付金 6,894 万 7 千円を計上いたしております。20 款町債については、合併特例漁港建設債 4,740 万円を計上いたしております。以上、平成 27 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）の主な説明とさせていただきます。なお、詳細につきまして、質問等がございましたら、担当課長より説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） お諮りいたします。審査の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めて参ります。予算書の14項をお開き下さい。

1 款 議会費

1 項 議会費（14 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費（14～16 頁）
質疑ありませんか。

2 項 徴税費（16 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（16 頁）
質疑ありませんか。

5 項 統計調査費（17 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費（17～18 頁）
質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（18 頁） 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費（19 頁） 質疑ありませんか。

2 項 清掃費（19 頁） 質疑ありませんか。

4 項 下水道費（20 頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費（20 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水産業費（21 頁） 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費（21～22 頁） 質疑ありませんか。

8 款 土木費

1 項 土木管理費（22 頁） 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費（22～23 頁）
質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部議員） 8 款土木費、道路橋梁費ですが、1 目のですね、この内容に関しまして、節の部分ではなんちゃ異議はございませんが、ただ

関連的に今、県道含めて、町道、個人の土地からの木々が結構ぶら下がっている現状がございます。そういった時に県道に関しまして、やはり今町長が進めております、観光、観光バス等にかなりの影響が出ておる苦情もお聞きしています。そういったことを考えますと、県に対してやはり伐採等をして頂くようお願い、あるいは町道に関しましては町の方で精査して、必要な箇所には早急にですね、対応して頂きたい。このようなことを考える上で、これは道路維持補修ですので、それにプラスアルファを付けてですね、何とか今後対応して頂きたいと思いますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉谷友一） 建設課長

○建設課長 はい、今回、測量、清掃人賃金これらも木の伐採等を計上しております。なお、経緯につきましては、県道、国道につきましては、その都度ですね、住民から要望がありましたら、土木に対して、要望いたしまして、早急に伐採して頂けるようお願いをしている所でございます。以上です。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 大変ありがたいし、また適切なお答えいただいたんですから、もう1つ、1点、住民から要望云々いうのも大事だろうし、そうしないと動きづらい点はあるんだろうと思うんです。ただ1点、やはり県が町が観光進める上において、やはり町としても全体像を把握するという必要性もあろうかと思うんです。そういった中でやはりここは地権者に対して私有物の木ですので、そういった所も町が積極的にですね、整理を行う。そしてそれを現状、県に伝えていく、こういう姿勢も必要なのではないかと思うんですが、そういった点をどのようにお考えしますか。

○議長（吉谷友一） 建設課長

○建設課長 はい、広域観光推進協議会につま

しても観光面でその段階から土木の方へもお願いしております。また、町といたしましても、木に対してですね、個人の了解等も頂かなければいけないので、その都度個人の地主を調べたりして土木への情報提供で行っております。また、全体的な計画ということですが、そこらも今後十分踏まえましてですね、計画して行きたいと思っております。以上です。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（吉谷友一） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）次、

3 項 港湾費（23 頁） 質疑ありませんか。

4 項 住宅費（23 頁） 質疑ありませんか。

6 項 公共下水道費（24 頁）
質疑ありませんか。

9 款 消防費

1 項 消防費（24 頁） 質疑ありませんか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 防災対策費の節の 11 から、需用費というのは、1,500 万余りあるんで、これは何を購入されるのか。

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長 はい、これは災害時の対応で備蓄品を購入いたします。物としましては、米、パン、水、飲食類等含めて購入する物の経費でございます。当初予算に一応計上しておりましたが、住民の半分の 3 食分、3 日に増量するという形で今回 1,500 万を計上させて頂いております。以上です。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。他ありませんか。（「なし」の発言あり）次、

10 款 教育費

1 項 教育総務費（24～25 頁）
質疑ありませんか。

2 項 小学校費（25 頁） 質疑ありませんか。

3 項 中学校費（25 頁） 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費（25～27 頁）

質疑ありませんか。

5 項 保健体育費（27 頁） 質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費（28 頁）
質疑ありませんか。

3 項 農林水産施設災害復旧費（28 頁）
質疑ありませんか。

12 款 公債費

1 項 公債費（28 頁） 質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。10 頁をお開き下さい。

8 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金（10 頁）
質疑ありませんか。

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税（10 頁） 質疑ありませんか。

13 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金（10 頁） 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金（10 頁） 質疑ありませんか。

3 項 委託金（11 頁） 質疑ありませんか。

14 款 県支出金

1 項 県負担金（11 頁） 質疑ありませんか。

2 項 県補助金（11 頁） 質疑ありませんか。

3 項 委託金（11 頁） 質疑ありませんか。

15 款 財産収入

2 項 財産売払収入（12 頁）
質疑ありませんか。

16 款 寄附金

1 項 寄附金（12 頁） 質疑ありませんか。

17 款 繰入金

2 項 基金繰入金（12 頁） 質疑ありませんか。

19 款 諸収入

7 項 雑入（12 頁） 質疑ありませんか。

20 款 町債

1 項 町債（13 頁） 質疑ありませんか。

次いで、表紙に帰って「債務負担行為第 2 条第 2 表」の質疑ありませんか。第 2 表は 6 頁にありま

す。次いで、表紙に帰って「地方債の補正第3条第3表」の質疑ありませんか。第3表は7頁にあります。以上で、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第98号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第98号「平成27年度伊方町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第99号

○議長（吉谷友一） 日程第21「平成27年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」議案第99号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福祉課長 議長

○議長（吉谷友一） 福祉課長

○福祉課長 議案第99号 平成27年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。事業勘定につきましては、歳出では人事異動によります人件費の減額、及び、平成26年度保険給付費の精算により、社会保険支払基金への返納金が増額になったものでございます。歳入につきましては、前年度繰越金の計上や人件費の減額等に伴い、一般会計繰入金が増額となったものでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ325万5千円を追加し、総額を21億7,347万5千円とするものでございます。直診勘定につきましては、歳出では、人事異動に伴います人件費の増額、医療機械器具費などを増額しております。歳入につきましては、診療収入を補正計上したものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ744万4千円を追加し、総額を6億589万円とするものでございます。まず、事業勘定の歳出よりご説

明申し上げます。6頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費でございますが、人事異動により543万1千円の減額となっております。9款1項1目財政調整基金積立金でございますが、基金預金利子相当額の5万円を計上するものでございます。10款1項2目償還金につきましては、前年度の清算により504万4千円を増額補正するものでございます。7頁をお願いします。11款1項1目予備費につきましては359万2千円を計上するものでございます。次に歳入ですが、5頁をお願いします。9款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の減額に伴うもので、543万1千円を減額するものでございます。10款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金863万6千円を計上したものでございます。次に、直診勘定の九町診療所からご説明申し上げますので、22頁をお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費につきましては、人件費の増などによりまして21万3千円を増額補正しております。これに伴います財源は、診療収入で調整したものでございます。次に、瀬戸診療所でございますが、28頁をお願いします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動によります給料、職員手当等、共済費の減額及び、賃金の増額、エアコンの修繕料及び、医療事務機器のリース料の補正などによりまして、227万2千円を増額補正するものでございます。2款1項1目医療機械器具費につきましては、医療機器装置の修繕及びリース料の補正計上でございまして、107万円の補正でございます。29頁をお願いします。4款1項1目基金積立金の9千円は財政調整基金の利子を計上したものでございます。これらに伴います財源としましては、診療収入で調整したものでございます。次に、串診療所でございますが、35頁をお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費につきましては、人件費の増などによりまして、388万円を増額補正したもので

ございます。これに伴います財源は、診療収入で調整したものでございます。以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 全般的に亘ってなんです、先ず串診療所、他の診療所が無くなってと言う表現がいいのかどうか分かりませんが、休診と言うべきなのか、現状休止してるような状況でございます。そういった中で、二名津、神松名地区の患者数は二班ぐらいに分かれているのかどうか分かりませんが、串診療所に多数おいで頂いております。そういった中で、先生としての対応が大変あのう時間的なものが増えて、仕事量が増大してる現状がございます。そういった中で、出張診療等を調整しながら、二名津の方にも出向くという流れがあるかと思えます。現在そのようにやっているんだろうと思えます。そういった中で、二名津地区の方から串診療所までの間っていうのは、結構、高齢者にとっては非常に遠方になります。そして、診察だけではなくて薬だけで済む方々、高齢者でございます。その方々に対して、出張、二名津の方にした場合に薬だけの手配等々が今後どのように対応していくのか。また、通院する方々に対する配慮、そういった点はどのように捉えているのか、もしお考えがございましたら、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（吉谷友一） 福祉課長

○福祉課長 二名津地区に診療所があつて、休診中でございますが、二名津地区に係ります、議員さんが申されました薬だけの手配でございますが、基本といたしましては、やはり一度受診はしないとイケませんので、受診をされて薬の手配となる訳なんでございますが、現在、串の阿部所

長におきましても、三崎地域それと今の串地域と二名津地域につきましても往診の方を実施しております。往診をする、訪問をする際に合わせて受診されておる方の状況を検討いたしまして、薬だけ必要な方、そこら辺も患者さんの状況を聞きながら、薬の配分の手配についても、診療所の方と検討して今後進めていきたいと考えております。通院につきましても、実際4月から二名津に掛かっておった方が串にも多数来られております。そこら辺の検討につきましては、デマンド交通などの利用なども現在してはおりますが、なるべく近所の方と乗り合わせて来るとか、実際はされております。後、串以外の三崎の民間の方にも行かれておる訳ですが、今後も交通の便、当然皆さんご承知でございますが、距離も長いので、そこら辺、高齢者の運転に関しまして交通に関しましても今後検討して行きたいと考えております。以上です。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第99号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第99号「平成27年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第100号

○議長（吉谷友一） 日程第22「平成27年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）」議案第100号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長 議長

○議長（吉谷友一） 建設課長

○建設課長 議案第100号 平成27年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,876万5千円とするものです。その内訳といたしまして、まず、歳入よりご説明いたしますので、5頁をお開き下さい。平成26年度決算におきまして、繰越金が確定しましたので、前年度繰越金18万6千円を減額するものです。続きまして、6頁をお願いいたします。歳出でございますが、1目港湾建設費は、前年度繰越金18万6千円の減額に伴い、港湾施設整備の工事請負費を減額するものでございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第100号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第100号「平成27年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。再開は、13時からといたします。

(休憩 11時49分～13時00分)

議案第101号

○議長(吉谷友一) 再開いたします。日程第23「平成27年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」議案第101号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 議長

○議長(吉谷友一) 上下水道課長

○上下水道課長 議案第101号 平成27年度伊方

町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ631万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,199万6千円とするものでございます。まず歳出でございますが、6頁をお願いいたします。1款1項1目公共下水道管理費、613万7千につきましては、マンホールポンプ等の修繕料30万円、処理場内における資機材の運搬危惧の購入費19万4千円及び平成26年度の消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴う公課費564万3千円を計上してございます。次に、2款1項1目公共下水道建設費18万2千につきましては、処理場における書類の保管整理のための整理棚の購入に必要な費用を計上してございます。これらに必要な歳入ですが、5頁をお願いいたします。一般会計繰入金631万9千円を追加補正してございます。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第101号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第101号「平成27年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

議案第102号

○議長(吉谷友一) 日程第24「平成27年度伊方町小規模水道事業特別会計補正予算(第2号)」議案第102号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長 議案第102号 平成27年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,262万円とするものでございます。まず、歳出であります。6頁をお願いいたします。1款1項1目小規模下水道管理費165万4千円につきましては、田之浦処理場の保水処理膜のリース料37万円及び平成26年度の消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴う公課費128万4千円を計上いたしております。これに必要な歳入ですが、5頁をお願いいたします。一般会計繰入金165万4千円を追加補正してございます。以上、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第102号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第102号「平成27年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第103号

○議長（吉谷友一） 日程第25「平成27年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」議案第103号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長 議案第103号 平成27年度伊方

町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,907万1千円とするものでございます。まず、歳出であります。6頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費7万1千円につきましては、平成26年度の消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴う公課費の計上でございます。これに必要な歳入ですが、5頁をお願いいたします。一般会計繰入金7万1千円を追加補正してございます。以上、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第103号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第103号「平成27年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第104号

○議長（吉谷友一） 日程第26「平成27年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）」議案第104号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議長

○議長（吉谷友一） 産業振興課長

○産業振興課長 議案第104号 平成27年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。今回、歳入歳出それぞれ2,954万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,308万2千円と

するものでございます。まず、歳入からご説明いたします。5頁をお開き下さい。5款1項1目繰越金2,954万6千円は、平成26年度決算による前年度繰越金であります。次に歳出をご説明いたします。6頁をお願いいたします。1款1項1目風力発電施設整備費の12節手数料1万5千円は、保険料請求に伴います落雷証明書発行料の支払いが生じたため、その費用を計上するものでございます。27節公課費43万4千円につきましては、平成26年度消費税確定申告により平成27年度中の支払消費税が確定したことから、不足分を計上するものでございます。3款1項1目予備費2,909万7千円につきましては、歳入補正額により増額するものでございます。以上、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第104号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第104号「平成27年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第105号

○議長（吉谷友一） 日程第27「伊方町観光物産センター改修工事請負契約の締結について」議案第105号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議長

○議長（吉谷友一） 産業振興課長

○産業振興課長 議案第105号伊方町観光物産センター改修工事請負契約の締結について、提案

理由をご説明いたします。この施設は、地場産業の育成、観光の振興を図り、同時に地域間人的交流の拠点として、まちづくりの活性化を図ることを目的に整備をいたしました。建設から21年が経過し、施設の老朽化、機器類等の劣化に伴う故障も多くなっている状況となっております。これらのことから、施設の機能向上を図り、地域、子どもをテーマに子供から大人まで楽しめる特色を持たせた施設に改修するものでございます。施設整備の主なものといたしまして、更新設備では、空調設備、電気設備、エレベーター設備、衛生設備、内外装工事を誘客設備といたしまして、ふれあい水槽、サイクルオアシス、メディアリウムを整備するものです。詳細は、別紙平面図に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。去る9月4日制限付一般競争入札を実施した結果、堀田建設株式会社伊方支店が1億6,318万8千円で落札したものでございます。なお、契約工期につきましては、平成28年3月21日としております。以上、ご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第105号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第105号「伊方町観光物産センター改修工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第106号

○議長（吉谷友一） 日程第28「町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について」議案第106号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長 議長

○議長（吉谷友一） 建設課長

○建設課長 議案第 106 号 町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。本路線は、三崎須賀地区から国道 197 号新名取口までの全長 9297.8mの町道で、集落間を接続する主要幹線ではありますが、随所に線形不良・幅員狭小により通行に支障を来しています。今回、計画いたしました場所は、国道 197 号三崎トンネル手前から二名津側へ、約 650m程度の所で全体延長が 271.2mですが、この間は、特に幅員狭小であることから、改良工事を実施することにより、通行の安全・安心を図るものです。本工事の主な工事概要は、2,211㎡の掘削工 373㎡のブロック積工 673㎡の舗装工など、別紙図面の赤色で塗りつぶした部分のとおり延長 77.4mを実施するものです。去る 9 月 4 日に制限付一般競争入札を実施した結果、有限会社 三崎建設が 7,311 万 6 千円で落札したものでございます。なお、工期につきましては、平成 28 年 3 月 10 日を予定しています。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 106 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 106 号「町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（吉谷友一） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお

伝えします。10 月 1 日は休会、2 日は午前 10 時から議員全員協議会室で決算審査を行います。3、4、5 日は休会、6 日は午前 10 時から本会議を再開いたします。以上、お伝えし、本日の会議はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

（散会 13 時 18 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員